

2007年5月17日

文化庁長官
青木 保 殿

著作権問題を考える創作者団体協議会
議長 三田 誠 広
(社団法人日本文藝家協会副理事長)

謹啓 日頃は著作権問題について、格別のご高配を賜り深甚なる感謝を申し上げます。

文化芸術の発展の基盤となるのは著作権制度であり、その充実が益々強く求められております。しかし、昨今のデジタル・コンテンツ流通促進に向けた主張をみると、それらには、著作権制度の充実によるコンテンツ・著作物の適正な保護とその円滑、公正な利用よりも、全く別の視点に立つ新たな法制、システムによりその流通促進を図ろうとする内容のものが多くみられます。このことは文化芸術の発展、ひいては高度なデジタル・コンテンツの創造と多様な流通、利用の促進のためにも誠に憂慮すべき状況にあると私たちは考えています。

私たちは、著作権制度に則ったより多彩な文化芸術の継承・創造と発展のためにデジタル・コンテンツの適正な保護とその円滑、公正な利用について、真摯で具体的な議論が展開され、より多くの人々の理解と共感が得られる適切な方策が形成されることを期待して、このたび別紙のとおり提言を行いました。

文化審議会等での検討においても、この提言の趣旨を理解して対応していただきますようお願い申し上げます。 敬具